佐賀県告示第207号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 4 日次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成27年4月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) 化学名 2 (2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル) エタン アミン(通称名:2C-P) 及びその塩類
 - (2) 化学名 2 (2,5 ジメトキシ 4 メチルフェニル) N -(2 メトキシベンジル) エタンアミン(通称名:25D NBOMe)及びその塩類
 - (3) 化学名 4 ヒドロキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン(通称名: 4 OH MIPT)及びその塩類
 - (4) 化学名 4 アセトキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン(通称名: 4 A c O M I P T) 及びその塩類
 - (5) 化学名 [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン(通称名:JWH-368)及びその塩類
 - (6) 化学名 ナフタレン 1 イル (1 ペンチル 5 フェニル 1 H ピロール 3 イル) メタノン (通称名: JWH 145) 及びその塩類
 - (7) 化学名 N ベンジル 1 (5 フルオロペンチル) 1 H インドール 3 カルボキサミド(通称名:5 F S D B 006)及びその塩類
 - (8) 化学名 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)

フェネチル] - 1 H - インドール - 2 - カルボキサミド (通称名: Org 27569) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。